No.286 2022/5/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

マイカー制度に基づき従業員に支払われる対価の取扱い

Q 当社は社員のマイカーを業務に使用するために借り上げることがあり、その場合はその社員に借り上げ料を支払っていますが、どのような取り扱いになるのでしょうか？また、会社が駐車場代を負担している場合は、どうなるのでしょうか？

解説

借上料は個別判断となりますが、課税される場合は**雑所得**となります。また、マイカーの駐車場代を会社が負担した場合は、基本的に**給与所得**として課税することとなります。

1． マイカーの借上料

会社が社員に支払うその社員の所有するマイカーの借上料については、その妥当性などを**個別に判断する**こととなりますが、その借上料は社員にとって資産の賃貸による対価であることから、**賃貸料として相当と認められるものについては、社員の雑所得として課税されます。**

2． マイカーの駐車場代

マイカーの駐車場代については、マイカーを会社が賃貸していたかどうかにかかわらず所有者である社員自身が負担すべきものであることから、その費用を会社が負担している場合には、会社が業務で使用しているかどうかに関係なく、**給与所得として課税**されます。この場合、マイカーの駐車場代というのは社員が契約している自宅近辺や勤務先近辺の駐車場を想定していると思われます。

以上から、
①社員が外の業者から賃借した駐車場の賃料を会社が負担する場合には、基本的にその社員に対する**給与**になります。ただし、その駐車場を会社自身が保有しているものである場合は、金銭の支出はないので特に問題はありません。
②駐車場を会社が所有しているものかどうかにかかわらず、駐車場をその社員に**専属的に利用させている場合**はその社員に給与課税が生じます。

要するに…

会社が、社員のマイカーで業務を行い、その対価として借り上げ料を支払ったり、そのマイカーのための駐車場代を負担したりするケースがあります。社員のために良かれと思ってしたことが、思わぬ課税を受けるケースもあるので、慎重に検討しましょう。